

広島県高精度切削加工研究会 規約

(目的)

第1条 本研究会は、広島県で実施した「ものづくり基盤技術高度化プロジェクト（広島発の高精度金型加工システム開発プロジェクト）」の研究成果（広島県版NCデータ最適化システム、工具モニタリングシステム）の利用、関連最新技術動向の調査、会員相互の情報交換、研鑽を行うことにより、金型などの切削加工技術の高度化に資することを目的とする。

(会議)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 広島県版NCデータ最適化システムの利用に関する講演
- (2) 工具モニタリングシステムの利用に関する講演
- (3) 切削加工技術の高度化に関する講演
- (4) 切削加工技術の高度化に関する会員相互の情報交換

(会員)

第3条 会員は、本会の主旨に賛同し、入会を希望する企業、研究機関等で構成する。

- 2 会員は本会で知り得た企業等の秘密を他に漏らしてはならない。
- 3 本会の主旨と目的に違反した場合には、会員を除名できる。

(事務局)

第4条 本会の事務局を、広島県立総合技術研究所西部工業技術センター生産技術アカデミーに置く。

(運営)

第5条 本会の運営は事務局が行う。

(会費)

第6条 会費は無料とする。但し、特別に経費が発生する行事については、参加者から実費を徴収することができる。

(設置期間)

第7条 本会の活動期間は平成26年3月31日までとし、それ以後の継続については、会員の意見をもとに事務局で決定する。